

令和3年第3回山北町議会定例会 （9月8日）

- 議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
議事日程はお手元に配付したとおりであります。
日程第1、議案第45号、山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。
- 町 長 議案第45号、山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの
とする。
令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。
提案理由でございますが、所得税法の改正に伴い、令和3年1月1日付で
公営住宅法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、本条例を改正する必要
が生じたため提案するものです。
詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 定住対策課長。
定住対策課長 それでは、議案第45号、山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
について、御説明申し上げます。
2枚目をお開きください。
山北町町営住宅条例の一部を改正する条例。
山北町町営住宅条例の一部を次のように改正する。
初めに、今回の条例改正の概要でございますが、所得税法の一部が改正さ
れ、未婚のひとり親に対する税制上の措置が新たに適用されたことに伴いま
して、公営住宅法施行令において、婚姻後配偶者と離婚または死別された方
を寡婦、婦人や婦女の婦を使ったものと、夫を使った寡夫として定義をして
おりました。これが、この改正によりまして、婦女の婦を使いました寡婦と
ひとり親というふうに変更されたことから、本条例の一部を改正する必要が
生じたものであります。

あわせて、令和3年7月に役野住宅の解体に伴いまして、住宅の用途廃止を行うものになります。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第9条では入居者の選考に当たりまして、優先的に選考して決定することができることを規定しております。

第5項第3号で所得税法の改正に伴う定義の改正によりまして、「20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫」を「所得税法に規定する寡婦またはひとり親であって、20歳未満の子を扶養している者」に改めるものです。

次に別表1になりますが、公営住宅では、役野住宅の解体に伴いまして、名称の役野住宅、位置、山北町山北3039番地をそれぞれ削除するものです。

それでは1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第45号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

単純なことなんですけども、所得税法のところ、括弧の後ろに第2条とか入れなくていいんですか、条例として。伺います。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 すみません。第2条とはどちらのところを言われているか具体的に教えていただけます。

議 長 1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 第9条(3)条例のところですか。条例の表記の仕方なんですけど、所得税法(昭和40年33号)というところ、ありますね、そこに所得税法の第2条とか、入れなくてもいいんですかねということ伺っています。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 御質問の、所得税法で寡婦に対してを第2条というようなことであって、入れたほうがいいのかというようなところだと思うんですけども、

ここに関しましては、あくまで所得税法というところに定義されてるということなので、基本、こういう条例では具体的なそこまで入れてないので、よその先進の事例でもこのような形でやらさせていただいております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

公営住宅、役野住宅を解体して、この項目から外したわけですが、この跡地についての利用はどのようなことを計画されているのでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 現在、この土地をどのようなことで行っていくか、明確には、まだ決まっておりません。ある程度、方向は考えておるんですけども、この土地が、今、用途地域が準工業地域になっております。この場所に今後、公営住宅の建設というのは予定をしてないので、まず、ここで用途廃止を行うものになっております。

今後につきましては、町で何かしら活用していくのか、また第三者に対して、借地売買も含めて、その活用を図っていくのかは関係する部署と、ちょっとそこら辺に関しての調整を図って有効に活用していきたいというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第45号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第45号は原案どおり可決されました。

日程第2、報告第8号、専決処分の承認について。

令和3年度山北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第8号、専決処分の承認について。

令和3年度山北町一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、8月15日の大雨に伴う災害復旧のため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1枚おめくりください。

専決処分書。

令和3年度山北町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年8月16日、山北町長 湯川裕司。

2枚おめくりください。

令和3年度山北町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度山北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。第1条歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、報告第8号、令和3年度山北町一般会計補正予算（第5号）専決処分でございますが、御説明させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款総務費から13款予備費までの補正でございます。

続きまして、事項別に御説明を申し上げます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、85万5,000円の補正でございますが、8月15日の大雨の対応に伴う職員の時間外勤務手当でございます。

次に、10款の災害復旧費につきましては、大雨などにより被災した箇所の

復旧費でございます。

1 項農林水産施設災害復旧費850万円は、谷峨地区の農地災害、向山農道、浅間山農道など15か所の土砂撤去、土留め柵などの復旧費でございます。

2 項の公共土木施設災害復旧費1,150万円は、車沢、洞の沢、洒水の滝入り口線、鍛冶屋敷高杉線など17か所分の復旧費でございます。

3 項観光施設災害復旧費500万円は、千代の沢園地、玄倉スポーツ広場、中川バーベキューセンターの土砂撤去の復旧費でございます。

13款の予備費については2,585万5,000円を減額するものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いします。

給与費明細書でございます。

大雨対応の従事職員の時間外手当の増額によるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、報告第8号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、報告第8号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって報告第8号は原案どおり承認されました。

日程第3、議案第46号、令和3年度山北町一般会計補正予算(第6号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第46号、令和3年度山北町一般会計補正予算(第6号)。

令和3年度山北町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,733万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億

253万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、普通交付税の確定による地方交付税3億9,670万3,000円の増額であり、歳出の主なものは国民健康保険事業特別会計繰出金7,100万円の増額で、歳入歳出総額をそれぞれ7億3,733万6,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第46号、令和3年度山北町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、11款地方特例交付金から23款町債まで、合計で7億3,733万6,000円の増額で、補正後の予算額は59億253万5,000円になるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

次に6ページ、7ページをお願いします。

次に、第2表の地方債の補正でございます。臨時財政対策債について、確定により借入限度額を1億9,700万円から2億4,776万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いします。

初めに歳入でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金は296万8,000円の増額でございます。確定によりそれぞれ住宅減税特例交付金は2万

円の増額。自動車税減収特例交付金は207万2,000円の増額、軽自動車税減収補填特例交付金は87万6,000円の増額でございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は、普通交付税の確定により3億9,670万3,000円の増額でございます。これにつきましては、税収の減による基準財政収入額の減、会計年度任用職員制度による基準財政需要額の増などにより、普通交付税が確定により増額となったものでございます。

次に、16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は231万円の増額で、集団接種会場の負担金でございます。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は16万5,000円の増額でございます。子ども・子育て支援交付金で、放課後児童クラブの補助金でございまして、3分の1の補助でございます。

4目義務教育国庫補助金は75万円の増額でございます。幼稚園のICT化に対する補助で、岸幼稚園にWi-Fi環境を整備するもので、補助率は4分の3の補助でございます。

7目総務費国庫補助金は26万4,000円の増額でございます。戸籍法改正に対応するもので、10分の10の補助でございます。

次に、17款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は31万円の増額でございます。

3節障害者福祉費補助金の在宅障害者福祉対策推進事業重度障害者住宅設備改良事業8万3,000円は、こちらは対象者の増で、市町村障害福祉事業推進補助金はグループホームの家賃補助で対象者が1人増えたことによるものでございます。補助率はそれぞれ2分の1でございます。

5節子ども・子育て支援交付金16万5,000円は放課後児童クラブの補助の県負担分で3分の1の補助でございます。

5目商工費県補助金は15万1,000円の増額で、地域づくり活動促進事業で丹沢湖記念館にアシスト自転車6台を更新する補助金です。補助率は2分の1でございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金50万円はコロナウイルスの関係で寄附をいただいたものでございます。

12、13ページをお開きください。

4目農林水産業費寄附金、1節農業費寄附金は、農道維持管理に50万円寄附をいただいたものでございます。

20款の繰越金、1項基金繰入金、4目森林環境譲与税基金繰入金は、197万7,000円の増額で、前年度に積み立てたものを繰り入れるものでございます。3項他会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金1,703万3,000円は令和2年度分清算に伴い繰入れをするものでございます。

21款の繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、2億6,244万5,000円を増額補正するものでございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入は50万円の増額でございます。強風により修理した町営住宅の災害見舞金でございます。

23款町債、1項町債、6目臨時財政対策債は、確定により5,076万円増額をするものでございます。

14、15ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は3億8,562万3,000円の増額でございます。庁舎等管理事業の修繕費331万円は、冷温水器やオイルタンクなどの修繕費でございます。手数料20万円については、三保小学校の閉校などにより廃棄物が増えたため、増額をするものでございます。庁舎外気処理空調機改修工事は空調機の改修工事でございます。基金管理事業は3億8,000万円の増額でございます。財政調整基金積立金は、令和4年度予算の財源として積み立てておくものでございます。簡易水道事業整備基金積立金は、簡易水道の維持管理に備え積み立てておくものでございます。公共施設整備基金積立金は、洒水の滝遊歩道整備など、今後町が予定している事業のための積立金でございます。旧三保中学校維持管理事業は、90万8,000円の総額で、鹿島山北学園が旧三保中学校の消防設備を更新する費用の2分の1を負担するものでございます。旧三保小学校維持管理事業は、120万4,000円の減額でございます。当初、三保小学校の消防設備は町が更新する予定でしたが、鹿島山北学園のほうで、中学校と合わせて工事を実施したいということになったため、工事請負費を減額して設備改良の負担金に組み替えるものでございます。

15目定住総合対策事業費は259万5,000円の増額でございます。東山北1000まちづくり基本計画推進事業の道路用地購入費は水上住宅のセットバック用地を購入するものでございます。

2項徴税费、2目賦課徴収費は477万9,000円の増額で、修正申告などにより還付が増えたものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は26万4,000円の増額で、法改正に対応するものでございます。

16、17ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は34万3,000円の増額でございます。一般経費の町社会福祉協議会助成金は、ともしびショップの減収などを補填するものでございます。

5目障害者福祉費は29万2,000円の増額で、重度障害者住宅設備改良補助金と障害者地域生活サポート事業補助金は、それぞれ対象者が増えたことによるものでございます。

6目国民健康保険事業特別会計繰出金は7,100万円の増額で、国民健康保険事業特別会計の借入金を一括償還をするものでございます。

2項児童措置費、1目児童福祉総務費は49万8,000円の増額でございます。会計年度任用職員経費は、放課後児童クラブの支援が必要な児童に対応するための支援員の報酬でございます。

3目保育園費は152万7,000円の増額でございます。会計年度任用職員経費で支援が必要な園児に対応するための報酬でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費。

18、19ページをお開きください。

1目保健衛生総務費は616万円の増額でございます。時間外勤務手当216万円はワクチン接種対応職員の時間外勤務手当でございます。健康福祉センター管理事業の修繕費はプールの稼働床等の修繕で工事請負費についてはコントロールパネルを交換するものでございます。

2目予防費は、15万円の増額で、足柄上合同庁舎の集団接種会場の負担金でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は394万9,000円の増額で

ございます。やまきたまち農業活性化推進事業の山北町農産物直販加工所改修工事は、とれたて山ちゃんのエアコンの改修やひさしの設置、外壁の塗装を行うものでございます。農業活性化推進備品購入費は、とれたて山ちゃんにユズの皮むき器を購入するものでございます。山北町農産物直販加工運営負担金は法改正により食品衛生責任者の届出が必要となったため、講習受講料を負担するものでございます。鳥獣害対策事業の防護柵等設置補助金は申請数が増加しているため、188万9,000円を増額するものでございます。

5目農地費は1,479万2,000円の増額でございます。農道、用水維持管理事業の橋梁点検等業務委託料900万円は、比奈窪1号橋が健全度3判定のために点検の委託をするものでございます。農道、用水新設改良工事は豪雨災害の対応などで、農道、用水維持管理工事は自治会要望などに対応をするものでございます。

2項林業費、2目林業振興費は752万9,000円の増額でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

中川温泉ぶなの湯運営事業のぶなの湯改修工事は屋根の修理とポンプの改修を行うものでございます。林業促進事業については、森林環境譲与税を活用するもので、ナラ枯れ被害木伐採・くん蒸業務委託料は、町管理地等のナラ枯れ被害木の伐採や蒸業務を行うものでございます。工事請負費の地域森林整備工事は谷峨地区を予定しておりましたが、農地費で対応したために減額し、林道新設改良工事で滝沢林道や沢見沢林道等の改良工事を行うものでございます。間伐材搬出奨励金は間伐材の搬出経費の10分の1を助成するものでございます。森林ボランティア活動支援事業は継続的に森林ボランティアを行う団体に燃料等の2分の1を助成するものでございます。ふるさと交流センター運営事業の照明設備はLED照明を増設するものでございます。共和のもりセンター管理運営事業のエアコン設置工事は事務室のエアコンを更新するもので、網戸設置工事は網戸を設置するものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は647万8,000円の増額でございます。観光施設維持管理事業の修繕費50万円は、観光施設の修繕を行うものでございます。観光施設維持管理工事は大雨による倒木の処理や尾崎駐車場の男子トイレの改修でございます。丹沢湖周辺地域清掃及び施設等管理費補助金30

万2,000円は、県補助金を活用し、アシスト自転車を6台更新するものでございます。J R 工事費負担金8万5,000円は駅前の桜並木の倒木の伐採の負担金でございます。D52を活用した元気なまちづくり事業の地盤調査業務委託料400万円は延伸のため、地盤調査を行うものでございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は2,000万円の増額でございます。

22ページ、23ページをお開きください。

町道維持補修事業の修繕費、工事請負費については、自治会要望などに対応をするものでございます。

2 目道路新設改良費は119万円の増額でございます。こちらの道路新設改良事業の工事請負費についても自治会要望などに対応するものでございます。道路用地取得費87万1,000円は、神縄地区や川村歩道橋の買収面積が増えたことによるものでございます。

3 項河川費、1 目河川維持費767万7,000円の増額は、用水路の修繕や維持管理工事で自治会要望などに対応するものでございます。

5 項都市計画費、2 目都市公園費は68万4,000円の増額でございます。修繕費の20万円は遊具の修繕でございます。防犯カメラ設置工事48万4,000円は公園のトイレなど4か所にいたずら防止のため、防犯カメラを設置するものでございます。

6 項住宅費、1 目住宅管理費50万円は、入退居に伴う修繕でございます。

8 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費は261万8,000円の増額でございます。

24ページ、25ページをお開きください。

消防施設用地購入費261万8,000円は、山北出張所建設予定地の財務省畦畔の購入費でございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は179万5,000円の増額でございます。教育振興事業の園内通信ネットワーク整備工事110万円は岸幼稚園に W i - F i 環境を整備するもので、教育備品購入費はタブレット1台購入するものでございます。授業目的公衆送信補償金9万円は著作物利用の権利保障で児童生徒数により支払いをするものでございます。会計年度任用職員経

費についてはALTの職員1名が交代したため、社会保険料が発生をしたものでございます。

2項川村小学校費、1目学校管理費は260万円の増額でございます。学校施設維持管理運営事業の工事請負費で、通学路や校庭の支障木を伐採するものでございます。

3項山北中学校費、1目学校管理費は2,500万円の増額で、プールを解体するものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費は100万円の増額で、岸幼稚園の雨漏り等を修繕をするものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

4目生涯学習センター費は3,810万円の増額でございます。生涯学習センター活動推進事業の出演料150万円は2月開催予定の寄席等の出演料でございます。生涯学習センター維持管理事業の修繕費160万円は高圧受電設備等の修繕でございます。空調機器更新工事は、1階から3階の共用部と視聴覚ホールの空調機器を更新するものでございます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は48万2,000円の減額でございます。総合スポーツイベント開催事業は健康スポーツ大会が中止のために減額し、代替事業で分散型イベントを実施するため、予算をそれぞれの課目に組み替えるものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は今後の台風対応のため、1,000万円を増額するものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、28ページ、29ページをお開きください。

1目公共土木施設災害復旧費についても、今後の災害に備え、2,000万円を増額するものでございます。

13款予備費は1億66万6,000円を増額するものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

職員の時間外手当勤務の増や会計年度職員の変更によるものでございます。後ほど、お目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第 46 号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

13 番、石田照子議員。

13 番 石 田 13 番、石田でございます。

25ページの教育費の山北中学校費なんですけれども、プール解体工事費が2,500万計上されておりますけれども、私の記憶が正しければ、地域の方が何か反対してて、なかなか取壊しができなかったんじゃないかと思うんですけれども、地域との折り合いがついたということで、ここで解体ということなんでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 現在のところ、地域から、明確な反対というのは出てなくて、何年か前の地域要望では、あそこが崩れかけているのでちょっと危ないというような地域要望もございました。あと、あそこ借地で借りているところがございますけれども、プール自体の地主さんのほうには話を、一応こういう考えでいると、解体の方向で考えていますというような説明を受け、了承は受けております。

議 長 13 番、石田照子議員。

13 番 石 田 何か防火水槽に使いたいからなんていう話を聞いたんですけども、じゃあ、まあそこは折り合いがついたということならば、じゃあ、この借地は解体後は貸主さんにお返しするという事なんでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 防火水槽関係につきましては、何年か前に、やはり近所から水をためていると害虫が発生するという事で、水を抜くことを消防のほうと協議をして、あそこは防火水槽、あその水がなくても、水利には問題ないということで、現在は水を抜いている状況でございます。それから解体後のことなんですけれども、この補正予算を通りましたら、解体をしまして、地主さんと具体的な話は進めていく予定でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

19ページの鳥獣被害対策事業のところ、188万9,000円の増額補正ということで、今御説明の中では申請数が増加と言っていました、6月全協でも御説明いただいた追い払いとかがこれから助成の中に加わるということと、助成割合が増えたということは、まだここには反映されていないのか、いるのか伺います。

議長 農林課長 農林課長。

農林課長 まず件数なんですけども、この計上した時点で、既に30件を超えておまして、残額がほとんどないという状況で、このまま例年におきましても増えていこうという形で、今回計上させていただいております。

また追い払いに関しましては、今回含んでおりますので、1件、清水地域から申請が出た以降に、また相談等承っている今状況でございます。

また補助率アップ分につきましても、今回反映させていただいておりますので、電源装置であるとか、そういうものについては補助率を上げた形での計上になっております。

議長 農林課長 瀬戸恵津子議員。

1番瀬戸 瀬戸 もし差し支えなければ、ちょっと内容をお聞きできますでしょうか。

議長 農林課長 農林課長。

農林課長 まず、囲い用資材として、27件ほどを見込んでおります。また電気柵の電源装置、こちら20件ほど見込んでおります。追い払い物品を、これは物品になりますので、8万円ほど、これについてはエアガンみたいなもの、電動エアガンみたいなもので考えておまして、これ1件、前回の補正のとき上げて、要綱を改正しておるんですけども、これは8万円ほどを予定しております。

議長 農林課長 よろしいですか。ほかに。

瀬戸恵津子議員。

1番瀬戸 瀬戸 すみません。大体、清水とか、もし分かれば地域、どこから出ているかというの教えてください。

議長 農林課長 農林課長。

農林課長 全体的にはどこも出てるんですけども、やはり清水地域が多くなっておまして、特に谷峨周辺、特に谷ヶの前河原に関しましては、これは補正で

はないんですけども、もう既に設置したんですけども、前河原の田んぼに電気柵と鹿対策になるんですけども、設置して、実績になっております。

議長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

5番、鈴木登志子議員。

5番鈴木 5番、鈴木でございます。

17ページの児童福祉総務費の中の報酬ということで、御説明で児童クラブの支援の必要な児童に対しての職員、任用職員という御説明いただいたんですが、この任用職員は資格をきちっと持った方を採用したのかどうかということと、その支援が必要な児童に対するだけのものなのかお聞きいたします。

議長 福祉課長。

福祉課長 資格を持っているかどうかということなんですが、新たに雇って、この予算を計上するというのではなく、今いる支援員とそれから、あと補助員、その時間が延びる、日数が増えるということから計上させていただいたものです。

あと、それから、もう一つが……。内容ということでした。

すみません。新1年生の中で、いわゆる何と申しますか、手のかかるお子さんが2名いらっしゃいます。その子に支援員が付きつきりにならずにちゃいけないというような状況が発生してしまっていて、結局その関係で増員をしなければならぬということと、あと、それからたしか5月だったと思うんですが、福祉教育常任委員会で、学童のこと、話があったときに、委員の皆様より、支援員同士の時間共有する、そういう時間共有する場をつくったらどうかという御提案がありまして、当時、中村施設長から、それは、ぜひやりたいんですけども、もう出勤したら、すぐに保育を始めなきゃいけないということから、そういう時間が物理的に取れないですよというお話がありまして、それでは30分でも早く出勤して、毎日ではもちろんないですけども、30分でも早く出勤して、そういう共有する時間を持ちましょうということ、早速この予算に反映させてもらったということも含まれます。

議長 鈴木登志子議員。

5番鈴木 内容は分かったんですけども、一応、今いる任用職員3名に対するものということで理解してよろしいでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 その3名も含み、その3人というのは、いわゆる常勤職員ということなんですけども、常勤職員以外の資格を持つ支援員も含まれます。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑のある方はどうぞ。

12 番 富 田 12番、富田陽子議員。

21ページの林業振興事業の中のナラ枯れ被害木伐採・くん蒸業務委託料とありますけども、これ具体的に……。

21ページです。

具体的に、どこでどのぐらいの本数、処理されたかお伺いします。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 ナラ枯れ被害につきましては、これからという形なんですけども、これ、まずナラ枯れ被害に遭う木というのが、ここに書いてあるナラであるとかブナであるとかクヌギということで、皆さんも、今の時期であれば山を見ていただくと赤くなってる、分からない方だと早い紅葉かななんて言われる方もいられるんですけども。浅間山を見ていただいても、かなりの本数が赤くなっています。これが、おそらくナラ枯れの被害である木と思われまして。こちら、そのまま置いておきますと、最終的には、枯れて木が倒れてしまうというような危険性がありますので、今回、森林環境譲与税を充当して、伐採して、伐採しても、その中に虫が入ってますので、それをくん蒸処理をするというようなことを開始しようという形で、今回、新規事業として上げさせていただきます。

それで、そのナラ枯れの対象木というのが、当然ながら、皆さん、個人というか、山の所有者の方のもちろん木でありますので、勝手には、当然こんなことはできませんので、まず手始めとして、皆さんの目につくような場所の町有地等のある木を今回切っていこうと。町有地であっても、人が行かないような町有地で切っても全く意味がございませんので、例えば、河村城址周辺の、ハイキングコースとか農道沿い、要はそこが倒れたら、皆さんに被害が及んだり、そういう形の危険性があるような場所を選定して考えております。

一応、今回の補正では18本予定しております、それにつきましては、農

林課の職員が町なかというか、山の中に行きまして、今言ったような条件の木を剪定して、切る予定でございます。

ただし、やはり、このナラ枯れの被害のある木というのは、老齢というか、高齢の木が多くて、それは簡単に言うと太い木がそういう形になってくるんで、そうすると、思った以上に伐採費用がかかる状況で、18本は一応、胸高直径30センチメートル、そんなに太くないものを予定してるんですけども、実際行ってみると、かなりその倍ぐらいあるような木が多くて、18本は推定で、今予定しておるんですけど、おそらく実際に実施することになりますと、その半数程度、10本程度になるかと思うんですけども、まずは先ほども申し上げました浅間山とか皆さんの目につくようなところを実施する予定でございます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 そのような対応していただけるということで、お願いいたします。去年に比べて、今年、かなりナラ枯れがこの町でも目立ってきたなという感じがしてまして、でも、ナラ枯れって知らない方は、結構、話ししていると、何か東名で切られてしまっ赤く見えてるんじゃないかとか、何かなら枯れに対してあまり知られてなくて、分かってない方も多いんですけど。民間というか、町民の方からのそういう相談みたいのというのは、今年に入って、増えたりしているんでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 具体的な相談というのは特に届いておりませんが、議員さんおっしゃるように、まだまだ一般的には知られてない可能性がありますので、今回、補正予算計上させていただいておりますけども、実際に伐採し始めたら、その辺を写真とか、状況を説明するようなパンフレットを自前でというか、特に予算は計上してないんですけども、農林課のほうで伐採の様子とかくん蒸の様子という形でパンフレットのようなものを作って、ホームページであるとか、また、そういう形で皆さんにPRというか、していきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

9 番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 9 番府川です。

27ページの中段に保健体育総務費ですか、先ほどの説明ですと、毎年やっ
てる10月の健康スポーツ大会の代替という話ですけども、もう少し詳しく説
明をお願いしたいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 例年、山北健康スポーツ大会、最近は山北中学校をメイン会場にして、町
民の方々、いろんな方々に来ていただいて、その場でスポーツのいい汗をか
いていただくと。あるいは、いろんな健康面での周知等で、そういったもの
を実施してきたんですけども、これまでも、なかなか健康スポーツ大会の在
り方について議論がありました。

そういった中で、コロナの関係で、一度に集まってのこういうイベントは
なかなか難しいだろうとこういう声が出ておりましたので、今年度について、
昨年度中止しましたので、今年度どうしようかということの中で、さらに次
の来年度に向けてのことも考えていかなきゃいけないんじゃないかという中
で、健康スポーツ大会は中止ということに決定しました。その代替イベント
ということで、できるだけその感染症対策はしっかりできる、そういった中
でイベントを何とかできないだろうかということで検討させていただいたと
ころでございます。

そういった中で、コロナなんで、できるだけ、自粛というような形の中で、
運動不足になる、こういうことも懸念されてます。そういった中では運動、
密になるような運動ではなくて、個人で散歩ですとか、あるいはちょっとした
運動ですとか、そういったものはやっぱり大事なところじゃないかなとい
うふうに思ってます。そういった中で、この補正予算の中では、具体的な種
目等、内容等については示してございませんけども、議員の方々には、説明
のほう、ちょっとさせていただきました。オクトーバーランということで、
自分で歩いた距離、あるいは走った距離をスマホで登録して、1か月間、ど
のくらい距離数が増えたかとか、あるいは河村城址公園のほうに、それぞれ
が、山のほうに、そちらのほうに向かって、ゴールのところでは記念品をもら
うとか、あるいはパークゴルフも初心者等、さらに多くの方々にパークゴル
フ場の楽しさを味わっていただきたいということで、体験レッスン等をした

り、無償での開放をしたりとか、あるいはカヌーやSUP、そういった体験教室、さらには森林セラピー、そういったものを計画させていただきました。

ただ、この計画した段階が6月から7月の段階でした。そういう中で、緊急事態宣言が出され、さらにコロナ感染者が爆発するような、そういうふうな状況に今なっております。これをそのまま全て実施することは今の状況ですとなかなか難しいかなという思いもございます。

ただ、また延長されるという、そういう動きも出てきてますので、この辺のところは、しっかりと判断しなきゃいけないというふうに思ってます。10月の3日ですので、2週間後、あるいは9月いっぱいというような動きもありますし、何ととっても医療体制が逼迫している、崩壊状態にあるような、そんな報道もされてますので、これについては町として、これを推奨するという今段階では、現状としては難しいだろうという考えでございますので、おそらく緊急事態宣言の延長等の結果を見て、早急に、できれば今週中には判断していきたいというふうに考えてございます。

議 長 9番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 町からメッセージを、山北町あんしんメールを常に出しているこのタイミングですね。新聞の情報によると、都内も、神奈川県も少しずつ減りはありますけれども、いまだ安心できると、見通しがつくという状況ではなく、だからこそ、町長のほうから新型コロナウイルスの感染は、デルタ株が猛威を振るい、圧倒的に早く、幅広い世代で感染が発生していますと。私が今さら読まなくても、皆さん御存じだと思います。そして感染しない、感染させない行動、つまり人と人との接触や交わりのある行動を一時だけ、今すぐ止めることを考えてくださいと。中に説明の文章がありまして、そうやって締めくくってるわけですね。

今、教育長が言われた、来年度以降に向かって、自治会の人も大変だったから、徐々に変わってきたスポーツ大会であることは承知しております。ですから将来に向かって、そういうアイデアを出しながらやっていくというのは、これは全く反対なわけではありません。問題は時期なんです。おっしゃったように、緊急事態宣言が終わろうと終わるまいと、10月の3日にやるということは、今やるのであれば、15日ぐらいの広報にこういうふうやりま

すよとかアナウンスが必要だと思うんですね。そうすると、今一方ではこのように、まずは、町民の皆さん我慢してくださいと言ってる中で、逆に、じゃあやりましょうよという、同じ町民に対して、一方では我慢しなさい、一方ではやりましょうよというメッセージにつながる可能性があるんじゃないかと思えます。

ですから、先ほど言われたように、今後の在り方としては、私はいいいアイデアだとは思いますが、今やる話ではないんじゃないかなと。もう1か月、2か月、皆さん、我慢しましょうよと。そして、みんなが落ち着いたときに、町民の皆さんが我慢してくれたおかげで、あるいは日本の国民が我慢してくれたおかげで、先が冬に向かっていくかもしれないけども、こういうイベントができそうですよと。

そして、ちょっと私びっくりしたんですけれども、山北の1日の広報、令和3年度幼稚園・保育園・こども園運動会についてということで、岸、三保幼稚園が含まれて、9月の25日の土曜日やりますと。僕は、このタイミングであれば、これは多分おそらく教育委員会、あるいは教育委員会というか、指導者の方はメニューがある中で、スケジュールをこなしていかなきゃいけないとか、いろんな準備がある。あるいは先になると寒くなる。保護者に、もう日程を言っているというようにいろんな課題はあるかもしれませんが、これも今じゃなくていいんじゃないかと。要するに、町が中心になって、要するに町長が責任を持って何かやるようなことは、今はもう少し我慢しましょうというのが、町民全体の合意形成、合意形成というか方向性。一団体がやるとかいうのでは、町のほうから、どこまで規制ができるかというのは分かりませんが、この9月の、今10月に向かって、あるいは9月の後半に向かって、幼稚園等の運動会を含めて、こういうイベントの呼びかけはやめましょうよ。ぜひお願いしたいと思います。

議 長 教育長。

教 育 長 今言われたとおり、幼稚園の運動会、実施します。これ、やっぱりすぐに、原稿ですので時間が早めに出さなきゃいけないんですね。ですから、その段階では、まだやる予定だったんです。ただ、この状況ですから、もう既に校長・園長会等で延期はやむを得ないということで、じゃあ、いつになるのか

ということも検討していました。そういう中で、今日も園長のほうから延期して、平日にやりたいということで申出がありました。山北中学校も、9月の27日から修学旅行に行く予定でした。これについてももう既に延期で、さらに延期。今朝、川村小学校の校長から来まして、校長会のほうで、小学校は全体で行きますので、小学校全体で、上地区、2班に分かれて。ですから上地区の校長会の中で中止が決定しましたということで話がありました。これも延期の中での中止です。

ですから、どこで判断するかというのが、やっぱり一番大事です。ですから、そういった面では、早め早めの中止もあろうかというふうに、延期もあろうかと思えます。ただ、それも判断をどこでするかというのも、なかなか難しいということで、今回のスポーツイベントも、先ほど話をさせていただきましたように、補正予算に上げるに当たって、計画を立てる段階で、その段階では、まだできるであろうという判断で今進めてきました。ただ、今の状況では、これはまず無理だろうということでも判断されて、ほぼ。さらにここで延長されるという状況ですので、これについては、先ほど言いましたように、今週中には判断して、当初は16日には全戸配布で、この資料を配る予定でしたので、それもすぐにストップして、その代わりにアナウンスをしているという形で、町民には、そういった間違ったメッセージが行かないように、できるだけ配慮をしていきたいというふうに考えてございます。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 そうしますと……。

議 長 府川輝夫議員、申し訳ありません。福祉課長が先に。

福祉課長。

福 祉 課 長 保育園、こども園も同じ日に運動会ということなんですが、こういったコロナの中で、年齢に分けて、三つに分けて、分散してやりましょうということなんかも検討していたんですが、今、教育長が申し上げたとおり、その広報を載せるタイミングのときには、そう考えていたんですが、9月12日までとされている期間も、どうも延長されるような公算が高いようですし、今朝聞かれたということで、私はまだ聞いてなかったんですけども、今後、園長お二人と相談しながら、当然、幼稚園、こども園、保育園についても足並み

をそろえて、今はちょっと待ちましょうということになるのではないかと思います。

議 長 9番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 その前に議長にお謝りをします。本来、この補正予算の範囲の話にしなくてはいけませんでしたが、話の流れで保育園等のお話しさせていただきましたけれども、そこは大変申し訳ございません。

いずれにしても、町の考えとしては、この保健体育総務費、減額ではありますけれども、こういうふうな費用として載せてはいるけれども、慎重に考えて、町民につらい不安感を与えないような対応をされると。これに載せたから、分散してイベントをやるんだよという意味ではないという理解で、町長、よろしいですか。

議 長 町長。

町 長 その理解で結構でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

6 番 瀬 戸 6番、瀬戸顯弘議員。

6 番 瀬 戸 6番、瀬戸顯弘です。

17ページの繰出金ですけれども、7,100万円ですね。国民健康保険事業特別会計繰出金7,100万、これは、その次の特別会計のほうで十分審議されるでしょうけれども、この特別会計繰出金7,100万をどういう理由で繰り出しするのか、その辺もお知らせお願いしたいと思います。

議 長 副町長。

副 町 長 令和2年度決算で、昨日もう、ちょっと瀬戸議員は欠席だったんですが、現在7,100万ほど、国保の会計は借入金が残っています。前にも、私、再三申し上げてるんですが、この7,100万というのは徐々にたまってきた国保の最後のとりでの医療の関係のものでありますので、これは一般会計で補填して、ここを精算するという必要ではないかということをおっしゃるので、ここで国保の分、借入金の残金をここで精算するものでございます。

議 長 瀬戸顯弘議員。

6 番 瀬 戸 副町長の言われることは、十分分かりますけれども、ただ、今まで繰出金について、国保の借入れについては、一般会計からの繰り出しはできるだけ避

けていきたいというような話が従来はされておりました。ここへ来て、一挙に返済するという心変わりを、その内側を知りたいなということでございます。

議 長 副町長。

副 町 長 心変わりということではなくて、申し訳ないですが、やはり国民健康保険のほうは最後のとりでなので、今、3割切ってますけれども、最後の、町民の方の医療の保険の最後のとりで。ですから、やっていったんですけど、前から申し上げてるとおり、どこかの段階で、この7,100万円というものは、当初1億円借りたんですが、どこかで精算をしてやっても、この辺は、国保加入者以外の町民の方もこの辺は許してくれるのではないのかというようなことを前からも申し上げております。

ですから、別にこれ以上国保を優遇するつもりはないんですが、国民健康保険の加入者の方は、できるだけ、最後救ってあげたいと。借入金の分は町のほうでも一般会計で救っても、国保加入者以外の方もその辺のところは理解していただけるのではないのかというような考え方でございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑はございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第46号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第47号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第47号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,185万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億2,307万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ589万2,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第47号、令和3年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款の繰入金と5款の繰越金について、8,185万2,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費から7款の予備費まで、歳入と同額の8,185万2,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、平成27年度、28年度、29年度、令和元年度に県から借り入れた貸付金の償還金で7,100万円の増額でございます。

5款1項2目のその他繰越金につきましては、令和2年度分の決算額の確定によるもので、1,085万2,000円の増額でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、コロナ

感染症対策として、特定健診の集団健診の予定が、7月・9月を1月・3月に変更したことにより、精算が令和2年度中にできなかったことによるもので、433万2,000円の増額でございます。

2款2項3目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、支給対象者の増加に伴うもので、7万円の増額でございます。

3款1項1目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、2,543万6,000円、3款2項1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、209万8,000円、3款3項1目の介護納付金分は120万円でそれぞれ県から令和3年度分の概算納付金額の提示があったことによる増額でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

5款1項1目の広域化支援基金償還金につきましては、過去に県から借入れた償還金で、令和4年度償還予定分が2,393万3,000円、令和5年度償還予定分が1,833万3,000円、合計で4,226万6,000円でございます。県から借入れた貸付金はこれで全て償還済みとなります。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整の結果、635万円を増額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 町長。
町 長 すみません。提案理由のところで、歳入歳出の総額を589万2,000円というふうに申しあげましたけども、間違えました。8,185万2000円の増額補正をするものであります。訂正のほうをお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、議案第47号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第47号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第48号、令和3年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第48号、令和3年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,657万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ158万2,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第48号、令和3年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

11ページ、12ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款繰越金について、158万2,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、2款の後期高齢者医療広域連合納付金と4款の予備費で、歳入と同額の158万2,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の繰越金につきましては、令和2年度分の決算額の確定によるもので、158万2,000円の増額でございます。

歳出でございますが、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和2年度分の納付額の確定に伴う精算金で120万3,000円の増額でございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整の結果、37万9,000円を増額させていただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第48号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第48号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第49号、令和3年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第49号、令和3年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。令和3年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ415万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,861万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なもの前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ415万3,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第49号、令和3年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

16、17ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算でございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金と5款繰越金を合わせまして補正額415万3,000円の増額で、歳入合計が3億9,861万6,000円でございます。

歳出につきましては、2款事業費と4款予備費を合わせまして、歳入と同額でございます。

続きまして、事項別明細書でございます。

18、19ページをお開きください。

歳入でございます。1款分担金及び負担金の1款1目受益者負担金の補正額は51万5,000円の増額で、補正後の額は94万9,000円でございます。これは、受益者負担金を当初予算では3年間の分割納付で計上していましたが、一括納付される方が20名と多かつたために、これによる増額でございます。

5款繰越金は、前年度繰越金の確定により363万8,000円の増額で、補正後の額は468万3,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。2款1項1目排水施設費の14節工事請負費を58万3,000円増額するものです。これは新たに公共枿を2か所整備し、下水道への接続を図るものでございます。

4款予備費につきましては、357万円増額をするものです。

説明は以上になります。

議 長

説明が終わりましたので、議案第49号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第49号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第49号は原案どおり可決されました。
日程第7、議案第50号、令和3年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第50号、令和3年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ521万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,170万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ521万6,000円減額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第50号、令和3年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

21、22ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、6款繰越金の補正額、521万6,000円の減額で、補正後の額は5,170万4,000円でございます。

歳出については、2款予備費と歳入と同額の521万6,000円を減額し、歳出合計は歳入と同額でございます。

続きまして、事項別明細書でございます。

23、24ページをお開きください。

歳入でございます。6款繰越金は、前年度の繰越金より521万6,000円の減額するものでございます。

次に、歳出でございます。2款予備費につきましては、歳入と同額521万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第50号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第50号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第50号は原案どおり可決されました。

議 長 ここで暫時休憩といたします。再開を10時40分といたします。

(午前10時22分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時40分)

それでは、日程第8、議案第51号、令和3年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)、日程第9、議案第52号、令和3年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)及び日程第10、議案第53号、令和3年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について、一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないものと認め、一括議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町 長 議案第 51 号、令和 3 年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第 1 号）。
令和 3 年度山北町の山北財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 430 万 8,000 円とする。
2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
令和 3 年 9 月 6 日提出。山北町長 湯川裕司。
提案理由でございますが、今回の補正予算は、前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出の総額をそれぞれ 58 万 4,000 円増額補正するものでございます。
続きまして、議案第 52 号、令和 3 年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第 1 号）。
令和 3 年度山北町の共和財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 627 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,081 万 4,000 円とする。
2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
令和 3 年 9 月 6 日提出。山北町長 湯川裕司。
提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ 627 万 9,000 円増額補正するものでございます。
続きまして、議案第 53 号、令和 3 年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

令和3年度山北町の三保財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ784万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ46万9,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第51号、令和3年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

26、27ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款繰越金を58万4,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費の補正で歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

28、29ページの中段を御覧いただきたいと思います。

2、歳入につきましては、2款繰越金は前年度繰越金の確定により58万4,000円を増額するものでございます。

歳出については、1款1項2目財産管理費50万円を増額補正するもので、財産取得管理等基金に積み立てるものでございます。

3款予備費については8万4,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第52号、令和3年度山北町共和財産区特別会計補正予算

(第1号)について、御説明申し上げます。

31、32ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、3款繰越金を627万9,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費で歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

33、34ページの中段を御覧いただきたいと思えます。

歳入につきましては、3款繰越金を前年度繰越金の確定により627万9,000円増額補正するものでございます。

次に歳出ですが、1款1項2目の財産管理費は600万円の増額補正でございます。こちらは財産取得管理等基金積立金に繰越金の確定により600万円を積み立てるものでございます。

3款予備費については、27万9,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第53号、令和3年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

36、37ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入については、2款繰越金を46万9,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費及び3款予備費で歳入と同額を補正するものでございます。

次に事項別明細書で御説明申し上げます。

38、39ページをお開きください。

中段の歳入でございます。2款繰越金は前年度繰越金の確定により46万9,000円を増額補正するものでございます。

歳出については、1款1項2目財産管理費は200万円の増額で、財産取得及び管理等基金積立金に積立てをするものでございます。

3款の予備費については153万1,000円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第51号、令和3年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第51号、令和3年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。よって議案第51号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第52号、令和3年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第52号、令和3年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。よって議案第52号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第53号、令和3年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第53号、令和3年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。よって議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第54号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計補正予算

(第1号)について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第54号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。
令和3年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,211万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8,665万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なもの前年度繰越金の確定であり、歳入歳出予算総額をそれぞれ5,211万2,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第54号、令和3年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

初めに、今回の特別会計補正予算書の介護保険の部分の46ページにおきまして、落丁がありまして、早朝から差し替え等の作業をさせていただいたことに対しまして、おわび申し上げます。

41、42ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款の支払基金交付金から8款の繰越金まで、5,211万2,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、5款の基金積立金と6款の諸支出金を歳入と同額の5,211万2,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

43、44ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、前年度実績精算に伴う追加交付で、150万8,000円でございます。

7款2項1目の介護給付費基金繰入金につきましては、前年度実績精算に伴う返納金に充てるもので、3,175万円でございます。

8款1項1目の繰越金につきましては、令和2年度分の決算額の確定によるもので、1,885万4,000円の増額でございます。

45、46ページをお開きください。

次に歳出でございますが、5款1項1目の介護保険給付費基金積立金につきましては、繰越金のうち、基金積立分と前年度介護給付費交付金の社会保険診療報酬支払基金からの追加交付分を介護保険給付基金へ積み立てるもので、1,823万7,000円の増額でございます。

6款1項3目の国庫支出金返納金につきましては、令和2年度の介護給付費の確定によるものが1,570万7,000円、地域支援事業費の確定によるものが51万2,000円、1号被保険者保険料軽減負担金の確定に伴うものが19万5,000円でそれぞれ増額となっており、国に返還する分でございます。

6款1項4目の県支出金返納金につきましては、令和2年度地域支援事業費確定により県に返還するもので、17万2,000円の増額でございます。

6款1項5目の地域支援事業交付金返還金につきましては、令和2年度地域支援事業交付金確定により、社会保険診療補償支払基金に返還するもので、25万6,000円の増額でございます。

6款2項1目の一般会計繰出金につきましては、令和2年度の精算に伴う一般会計への返還金で、1,703万3,000円でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第54号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第54号を採決いたします。原案に賛成者は挙手を

お願いいたします。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって議案第54号は原案どおり可決されました。
日程第12、議案第55号、令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第2号)について、議題といたします。
提案者の説明を求めます。
町長。

町長 議案第55号、令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第2号)。
令和3年度山北町の商品券特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億667万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出の総額をそれぞれ42万円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 長 商工観光課長。
商工観光課長 それでは、議案第55号、令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

48、49ページをお開きください。

歳入でございます。2款、繰越金の補正額につきましては、42万円の増額でございます。

次に、歳出でございます。2款、予備費の補正額につきましても、歳入合計と同額を増額するものです。

50、51ページをお開きください。

事項別明細書でございます。中段を御覧ください。

歳入の2款1項1目の繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定した

ため、補正額として、42万円増として計上させていただいております。

歳出の2款1項1目の予備費につきましては、歳入と同額の42万円の増として計上させていただいております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第55号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑はありませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第55号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第56号、令和3年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事(山北・岸・向原・清水・三保地区)請負契約の締結について議題いたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第56号、令和3年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事(山北・岸・向原・清水・三保地区)請負契約の締結について。

令和3年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事(山北・岸・向原・清水・三保地区)の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

1、契約の目的。令和3年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事(山北・岸・向原・清水・三保地区)。

2、契約の方法。随意契約による契約。

3、契約金額。一金6,985万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額635万円。

4、契約の相手。横浜市金沢区福浦2-4-15、三愛電子工業株式会社横浜営業所、営業所長 村田政義。

令和3年9月6日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和3年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（山北・岸・向原・清水・三保地区）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

それでは、議案第56号、令和3年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（山北・岸・向原・清水・三保地区）請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本工事につきましては、総務省が平成17年に無線設備規則のスプリアス発射の強度の許容値を改正したことに伴い、令和4年12月1日以降、旧規則に基づく無線機器は使用できなくなる。デジタル化への移行が義務づけられたことによるもので、町では令和元年度から4年間をかけて、屋外子局をデジタル化していくものでございます。

それでは、今年度工事予定の屋外子局を説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

山北地区は13局のうち3局をデジタル化対応へ改修いたします。岸地区は7局のうち3局をデジタル化対応へ改修いたします。向原地区は10局のうち、4局をデジタル化へ改修いたします。清水地区は16局のうち1局をデジタル化へ改修いたします。

1ページめくっていただきまして、2ページを御覧ください。

三保地区は10局のうちに2局をデジタル化改修いたします。

本年度は全部で13局をデジタル化へ改修するものでございます。

3ページを御覧ください。

工事内容となりますが、アンテナと屋外制御装置を交換するものでございます。

4ページを御覧ください。

マストが耐用年数を越えたものについては、マストも同時に建て替えるものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第56号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 12番、富田です。

今回、例えば向原地区だと全10局のうち4局ですとか、岸だと7局のうち3局対応実施ということですが、残りの局は来年度以降にやるとかそういう計画なんですか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 冒頭申しましたとおり、4年間で考えておまして、今年度は3か年目になります。残りは、ですから令和4年度と、あともう一つ、実際一つの、これ、実際、共和地区なんかは何本かあるんですが、一つのこの屋外子局の、利用している人と言うんですかね、そこで届いてところが、ほんの数のマストもあります。それについては戸別受信機、屋外子局は交換せずに、戸別受信機で対応していただくことも考えておまして、現在そういう形で町民の方にも説明しながら事業を進めているところでございます。

議長 13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

以前にお伺いしたときに、このデジタル化になると、現在使っている戸別受信機が使用できなくなるということをお伺いしたんですけども、そのとき質問したときには、まだデジタル化に対応する戸別受信機の詳細が分からないような状況でしたけれども、今現在はだんだん、もう来年ですからね、令和4年という、ある程度は詳細が分かってきたんでしょうか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 その件については、議員さんも非常に危惧されてるという、また町民の方からも、実際、問合せあります。

ただ、前回お答えしたときと、状況はまだ変わらずに、新しい機器がまだしっかりそろってない、金額もしっかり分からない、決まってないというような状況は、前回と変わっておりません。

議長 石田照子議員。

- 13 番 石 田 そうしますと、令和4年の1月以降、アナログは使えないということになると、空白期間、戸別受信機が利用できない空白期間というのは、ある程度できてしまうのでしょうか。
- 議 長 総務防災課長。
- 総務防災課長 この現在のアナログ波が使えなくなるのは、令和4年の11月末です。令和4年の12月1日からは使えなくなりますので、それまでにはしっかり対応して、空白はないようにいたします。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 8 番 清 水 8番、清水明議員。
- 8 番 清 水 8番の清水でございます。
- 若干、請負契約からそれちゃうかもしれませんが、この性能について、富士山の噴火の関係で火山灰がやってくると。そうすると、電波障害等を起こすという可能性があるということですが、その辺についてはどうなんでしょうか。
- 議 長 総務防災課長。
- 総務防災課長 特に富士山噴火の関係での、今回交換の対応、何々を変えるとかというのは考えておりません。実際どういう障害が起きるかというのはちょっと分からないので、ちょっと答えられません。
- 議 長 清水明議員。
- 8 番 清 水 ということは、影響があるかもしれないというふうに考えていたほうがいいということでしょうか。
- 議 長 総務防災課長。
- 総務防災課長 何ともこれは、本当に影響が出る、出ないとはちょっと今の段階では言い切れません。
- 議 長 2番、山崎政司議員。
- 2 番 山 崎 2番、山崎ですけれども、資料見ますとパンザマストを使ってるわけですが、パンザマストの耐用年数と維持管理方法について分かればお知らせください。
- 議 長 総務防災課長。
- 総務防災課長 耐用年数につきましては一応30年ということで、考えております。30年

を目安に交換ということで行っております。

あと維持管理につきましては、業者が定期的に回っておりまして、ここちよっとおかしいんじゃないのというのがあれば、それに対応していくというようなことになっております。

議 長 ほかに質疑の方はどうぞ。

質疑はございませんか。

質疑が終わりましたので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第56号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって議案第56号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。

なお、午後1時より決算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前にお集まりください。(午前11時10分)